七尾市長 武 元 文 平 様

七尾市情報公開及び個人情報保護審査会 会 長 三 林 隆

個人情報の取扱いに関する例外事項等について (答申)

平成17年12月5日付で市長から諮問のあった標記の件について、その理由や必要性について釈明のうえ審査した結果、当審査会の意見を以下のとおり答申します。なお、今回適当と認めた類型諮問事項については、類型該当性の判断は実施機関において厳格に行うこととし、類型該当性を判断しがたい事務や今後の個人情報の保護に対する社会意識の変化・法規の改正等により再検討すべき事態が発生したときは、改めて当審査会に意見を聴き、適正な運用に努められるよう要請します。

- 1 目的外の利用・提供制限の例外事項(七尾市個人情報保護条例第7条第1項第(6) 号による) について
- イ、諮問事項の①について。

七尾市個人情報保護条例第7条第1項第(5)号に規定する「同一の実施機関内で利用する場合で、利用する実施機関において事務の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があるとき」に該当し、同条例第7条第1項第(6)号によって「審査会の意見」を聴くことを俟たずとも許容されるところだと思われる。

なお、利用する実施機関はあくまで利用目的を限定して弁え、そのための「事務 の遂行上必要な限度で利用」することに徹底されたい。

ロ、諮問事項の②について、七尾市個人情報保護条例第7条第1項第(6)号に基づく 当審査会の意見は次の通り。

諮問事項は「公益上の必要」があり、提供制限の例外として許容し得る。

なお、法令に基づく守秘義務を負わない第三者に情報の提供を行う場合には、知りえた個人情報を守秘する旨の誓約をさせる等できるだけ個人情報保護の趣旨を 徹底させる措置を講ずる必要があると思料することを進言する。

- 2 制度の運営に関する重要事項の審議(七尾市情報公開条例第22条第2項)について
- により諮問のあった事項について。
 適切であると思料する。
- ② により諮問のあった事項について。

閲覧期間につき合理的な期限設定をすること自体は妥当だと思われるが、期限の 具体的設定など閲覧を制限することとなる制度の具体化に当たっては、審査会に、 具体的制度設計の当否につき再度諮問するのが妥当だと思われる。

③ により諮問のあった事項について。

競争入札参加資格申請書の一部公開は、情報公開を原則とする制度趣旨から見て、 従前実施されてきた一部公開の扱い通りとして差し支えないと思料する。